

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定による認定申請書

年 月 日

大泉町長 村山 俊明 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

私は _____（注 1）が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、 _____ からの借入金残高の占める割合
 $\% (A/B)$
 A 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円
 B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円
- 2 _____ からの借入金残高の減少率
 $\% ((D-C)/D \times 100)$
 C 年 月 日の _____ からの借入金残高 _____ 円
 D 年 月 日（Cの前年同期を記入のこと）の _____ からの借入金残高 _____ 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率
 $\% ((F-E)/F \times 100)$
 E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円
 F 年 月 日（Eの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

大住経発第 号
 令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

大泉町長 村山 俊明

（注 1） _____ には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

（注 2） 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び _____ からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。